

うちなーんちゅ応援プロジェクト (沖縄県新型コロナウイルス感染症拡大防止)

協力金

【申請準備のご案内】

本協力金の円滑な申請と支給のため、あらかじめご確認及びご準備いただいた内容をまとめましたので、ご案内いたします。

申し訳ございません

臨時休業

又のご来店をお待ちしております

【対象者】

特措法による協力要請や、特措法によらない協力依頼を受けて、4月24日（金）から5月6日（水）の全期間休業に応じて頂いた休業要請対象の施設の運営事業者。

※「感染症防止対策緊急支援金（飲食店）」、「感染症防止対策支援金（小売業等）」と重複して受給することはできません。

【受付期間】

令和2年5月11日（月）から同年6月30日（火）まで

【申請方法】

※5月11日（月）9時（予定）までに、沖縄県のホームページに掲載します。

【問合せ先】

5月8日（金）～6月30日（火） 9:00～17:00
沖縄県支援金等相談センター 電話：098-851-9990（土日祝日含む）

みんなで未来を変えよう！沖縄5分の1アクション

I 感染症拡大防止協力金の概要

■趣旨

新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、沖縄県は、「新型コロナウイルス感染症 沖縄県緊急事態宣言」（令和2年4月20日）を行い、事業者の皆様へ施設の使用停止や施設の営業時間の短縮（以下「休業等」といいます。）へのご協力をお願いいたしました（令和2年4月22日）。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」といいます。）」による協力要請や、特措法によらない協力依頼を受けて、4月24日（金）から5月6日（水）までの全期間休業に応じて頂いた事業者を対象に協力金を支給いたします。

■対象

特措法による協力要請や、特措法によらない協力依頼を受けて、4月24日（金）から5月6日（水）の全期間休業に応じて頂いた休業要請対象の施設の運営事業者。

※以下の支援金と重複して受給することはできません。

- ①感染症防止対策緊急支援金（飲食店）
- ②感染症防止対策支援金（小売業、旅行代理店（無店舗））

※対象施設の業態については、令和2年4月1日（水）時点で判断します。

■受付期間

令和2年5月11日（月）から同年6月30日（火）まで

※6月30日（火）の消印有効

■支給額

1事業者あたり一律20万円

II 申請要件

本協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」といいます。）とします。

- 1 沖縄県内に主たる事業所又は従たる事業所を有する中小企業及び個人事業主等で、令和2年4月1日（水）時点で、特措法に基づく協力要請または特措法によらない協力依頼の対象となる施設の運営事業者
- 2 協力要請・依頼期間（4月24日（金）から5月6日（水）の全期間において、休業に応じた事業者が対象です。※複数の対象施設を運営している場合には、対象施設の全てを休業することが必要です。
- 3 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が沖縄県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことが必要です。

また、上記の暴力団及び暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないことが必要です。

Ⅲ 申請手続き等

1 本協力金の申請に必要な書類等の入手・提出方法（オンライン又は郵送での提出）

（1）オンライン提出の場合

※5月11日（月）9時（予定）までに、沖縄県のホームページに掲載します。

（2）郵送での提出の場合

ア 申請書の入手方法

イ 申請書の提出方法

※5月11日（月）9時（予定）までに、沖縄県のホームページに掲載します。

2 申請書類

以下の（1）から（5）までの資料を提出して下さい。必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

（1） 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 申請書兼口座振替依頼書

※「申請書」における個人事業主の整理番号については、把握していない場合は空欄で構いません。

（2） 口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し（口座番号及び名義人氏名（フリガナ含む）が確認できる箇所）

（3） 本人確認書類（写し）

※以下の①又は②のいずれか確認できる書類を1つ

①（法人）法人代表者の運転免許証・パスポート・保険証等の書類

②（個人）運転免許証、パスポート、保険証等の書類

（4） 令和2年4月24日（金）から同年5月6日（水）までの全期間、休業したことが分かる書類

※以下の①、②又は③のいずれか（休業施設の名称等が分かるよう工夫してください。）

※対象と対象外が混在している場合には、対象となる部分が休業したことが分かる書類が必要となります。

①休業期間を告知するホームページの写し

②休業期間を告知する店頭ポスター等の写真

③休業期間を告知するチラシ、DM等

（5） 令和2年4月1日（水）時点で特措法に基づく休業要請や特措法によらない休業要請の対象となる施設を運営されている事業者の営業実態等の確認書類

※以下の①から④の全て（④は許可等を要する業種の場合のみ）

①直近の確定申告関係書類（法人は次のアとイ、個人事業主は次のウとエ）

- ア 確定申告書別表一の控え（税務署の受付印があるものの写し1枚、電子申告の場合は上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載があるもの1枚）
- イ 法人事業概況説明書（両面）2枚の写し
- ウ 確定申告書第一表の控え（税務署の受付印があるものの写し1枚、電子申告の場合は上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載があるもの1枚）
- エ 所得税青色申告決算書2枚の写し（白色申告の場合は不要）

※確定申告書の写しが無い場合、税務署の「申告書等閲覧サービス」で閲覧した確定申告書の写真でも受け付けます。なお、提出における取り扱いは以下のとおりです。

オンライン提出：画像データの保存形式は、pdf・jpg・jpeg・pngでお願いします。

郵送：A4サイズに拡大するなど、文字・数字が判別出来るようにしてください。

※電子申告で確定申告書別表一又は確定申告書第一表の上部に「電子申告の日時」又は「受付番号」の記載がない場合には、「受信通知」を添付してください。

※設立から間もない法人は、発行から3ヶ月以内の法人登記簿（写し可）又は法人設立届出書（税務署の受付印があるものの写し）

※開業から間もない個人事業主は、開業・廃業等届出書の控え（税務署の受付印があるもの。写し可。）

※個人事業主においては、相当な理由により上記書類が無い場合には、事業に係る納品書等を提出してください。

- ②施設等の外観及び内部写真（協力要請・依頼の対象業種であることが分かる写真で、各1枚程度。）
- ③施設等の電気・水道・ガスのいずれかの利用実績が分かる書類（宛名、住所の記載のある検針票・領収書等の写し）※令和2年1月以降のいずれかの月の利用実績
- ④許認可等が必要な業種においては、令和2年4月1日（水）が有効期間内の許認可等を取得していることが分かる書類の写し

3 支給の決定

本協力金の要件に合致することを申請書等により確認の上、支給します。

申告書の不備がなく、追加書類の提出や内容確認の連絡がない場合には、申請から10営業日程度で、申請された口座に入金できる見込みです。

4 通知等

- (1) 申請者については、県からのお願いに対して協力して頂いた事業者として、県ホームページにおいて、対象施設名（屋号等）をご紹介しますこととなります。
- (2) 申請書類の審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知（不支給決定通知書）を発送いたします。

IV 手続きに関する問合せ

本協力金の申請等に関する不明点等に対応するため、以下のとおり相談をお受けします。

5月8日（金）～6月30日（火）9：00～17：00（土日祝日含む）

沖縄県支援金等相談センター

電話：098-851-9990

V その他

- 1 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、申請者は、本協力金を返還していただきます。
- 2 本協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、沖縄県は、必要な検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

**※ 協力金の支給を装った
詐欺にご注意ください！！**